

和歌山県県土整備部業務成績評定要領における減点措置について

このことについて、業務委託に係る特記仕様書に明記される「自治会等への説明について (2)」に反したとき、下記のとおり減点措置を講ずることとしました。

記

1 措置内容

特記仕様書に明記される「自治会等への説明について (2)」に反したときは、和歌山県県土整備部業務成績評定要領第6の2により、文書注意の－5点とする。

2 適用開始時期

令和2年1月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。